

議案第 6 5 号

総社市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正について

総社市ひとり親家庭等医療費給付条例（平成 1 7 年総社市条例第 1 3 5 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

個人番号カードと健康保険証の一体化により，健康保険証が廃止されることから，また，受給資格証の更新手続について改める必要があるため，関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例

総社市ひとり親家庭等医療費給付条例（平成 17 年総社市条例第 135 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
（医療費の範囲） 第 4 条 略 2 前項の受給資格者が負担することとなる費用の算定に当たって、医療保険各法（第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げるものに限る。以下この項において同じ。）の規定により受給資格者以外の被保険者等の療養に係る額を算定して高額療養費が支給されることとなる場合における高額療養費の算定は、医療保険各法の規定にかかわらず、当該受給資格者以外の被保険者等の療養に係る額を除き、医療保険各法の高額療養費の算定の例により行うものとする。 3 略 （受給資格証の交付等） 第 6 条 略 2 及び 3 略	（医療費の範囲） 第 4 条 略 2 前項の受給資格者が負担することとなる費用の算定に当たって、医療保険各法（第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げるものに限る。以下この項及び第 9 条ただし書において同じ。）の規定により受給資格者以外の被保険者等の療養に係る額を算定して高額療養費が支給されることとなる場合における高額療養費の算定は、医療保険各法の規定にかかわらず、当該受給資格者以外の被保険者等の療養に係る額を除き、医療保険各法の高額療養費の算定の例により行うものとする。 3 略 （受給資格証の交付） 第 6 条 略 2 及び 3 略

改 正 後	改 正 前
<u>4 市長は、前項の申請があった場合において、この条例による医療費の給付を受ける資格があると認めたときは、受給資格証の更新を行うものとする。</u> <u>5 前2項の規定にかかわらず、市長は、受給資格者につき、この条例による医療費の給付を受ける資格があると認めたときは、職権により受給資格証を更新することができる。</u> <u>6 略</u> (受給資格証の<u>提示</u>) 第9条 受給資格者が療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）から、医療保険各法に規定する電子資格確認その他厚生労働省令等で定める方法により被保険者等であることの確認を受けるとともに、<u>受給資格証の提示等により受給資格者であることの確認を受けなければならない。</u>	<u>4 略</u> (受給資格証の<u>提出</u>) 第9条 受給資格者が、<u>療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）に対し、当該受給資格者の属する保険者の発行した被保険者証、加入者証、組合員証又は被保険者資格証明書（以下「被保険者証等」という。）とともに受給資格証を提出しなければならない。ただし、医療保険各法の一部負担金の規定による70歳以上の者にあつては、被保険者証等及び高齢受給者証とともに受給資格証を提出しなければならない。</u>

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。